

教 職 課 程

教職課程履修にあたっては、免許状取得のための単位だけを修得すればよいという安易な考え方ではなく、学校教育は新しい時代を担う生徒の育成にかかわるものであるだけに、教員になることを前提として資質の向上を図るよう取り組むべきです。

1 本学で取得できる免許状

本学で取得できる免許状は、下記のとおりです。

学科別免許状取得教科一覧

生物産業学部で取得できる1種免許

学 科	教 科	
	中学(一種)	高校(一種)
生物生産学科	—	農 業
アグバィ学学科	理 科	理 科
食品香粧学科	理 科	理 科
産業経営学科	社 会	公 民

大学院生物産業学研究科で取得できる専修免許※

専 攻	教 科	
	中学(専修)	高校(専修)
生物生産学専攻	—	農 業
アグバィ学専攻	理 科	理 科
食品科学専攻	理 科	理 科
産業経営学専攻	社 会	公 民

※専修免許の取得は、該当する教科の一種免許を取得していることが条件となります。

2 教員免許状取得のための注意事項

教育職員免許状を取得するためには、**基礎資格**（学士または修士の学位を有すること）と大学における**教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目等**について所定の単位を修得しなければなりません。特に注意しなければならないことは、本学を卒業するために必要な条件と教育職員免許状取得に必要な条件とはそれぞれ別な規準に属していることです。従って、あらかじめ自己の進路を十分に考えて教職課程を最後まで履修する決意を持って志望することが必要です。また、教職課程を履修する場合には、在学中の4年間の学習計画を十分に立てておくことも重要です。

基礎資格および最低修得単位数

別表1 教育職員免許法代5条別表第1(抜粋)

所要資格		基 礎 資 格	大学において必要とする最低修得単位数		
			教 職 に 関する科目	教 科 に 関する科目	教科又は教職 に関する科目
中学校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること	31※1	20※1	32※2
	一種免許状	学士の学位を有すること	31	20	8
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	23※1	20※1	40※2
	一種免許状	学士の学位を有すること	23※3	20	16

※1 専修免許状の場合は、学部での修得単位が振り替えられる。

※2 専修免許状の場合は、学部での修得単位と大学院での修得単位（24単位以上）が振り替えられる。

※3 本学では、**25単位**とする。